# 中野区バリアフリー基本構想(改定素案)

令和7年11月 中野区 都市基盤部 都市計画課

P27

1	中野区バリアフリー基本構想の改定	Р3
2	バリアフリーに関する現状と課題	P5
3	バリアフリー化の方針(移動等円滑化促進方針)	P11
4	バリアフリー化の施策	P17
5	中野区バリアフリー基本構想の推進に向けた今後の取組	P25

6

用語解説

# 1.中野区バリアフリー基本構想の改定

# (1)改定の背景

中野区は、バリアフリー法\*に基づく、「中野区バリアフリー基本構想(平成27年4月)」(以下、旧構想)を策定し、令和7年度を目標年次として区内のバリアフリー\*化に取り組んできました。 平成30年、令和2年のバリアフリー法の改定では、「移動等円滑化促進方針\*」制度の創設や「心のバリアフリー\*」に関する事項(教育啓発特定事業)の追加などが行われ、これらの法改正や社会状況の変化に対応した構想への改定が必要です。

# (2)改定の目的

旧構想で位置づけた「重点整備地区\*」におけるバリアフリー化事業の評価・見直しを行うとともに法改正により創設された「移動等円滑化促進方針」を策定し、誰もが利用しやすい道路・交通環境や公共施設の整備を推進します。

### <u>移動等円滑化促進方針</u>

バリアフリー化の促進が必要な地区を「移動等円滑 化促進地区\*」として指定し、地区内の**バリアフリー化 の方針**を示すもの。方針に基づく施設整備等を進める ことで、効果的なバリアフリー化が可能となる。

#### バリアフリー基本構想\*

バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する地区を「重点整備地区」に指定し、地区内の施設等の**バリアフリー化の施策**を示すもの。事業の実施により、施設等のバリアフリー化を推進する。

移動等円滑化促進地区と重点整備地区の配置関係のイメージ

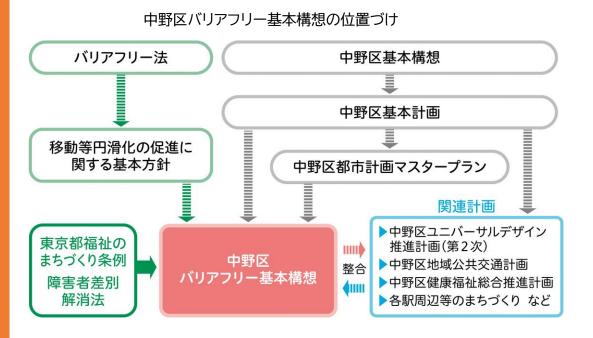


出典:移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン(一部加工) (令和3年3月 国土交通省総合政策局安心生活政策課)

# 1.中野区バリアフリー基本構想の改定

## (3)位置づけ

「中野区バリアフリー基本構想(以下、本構想)」は、「中野区基本構想」及び「中野区基本計画」、「中野区都市計画マスタープラン」に即すとともに、「中野区ユニバーサルデザイン推進計画(第2次)」を始めとする関連計画等との整合を図ります。

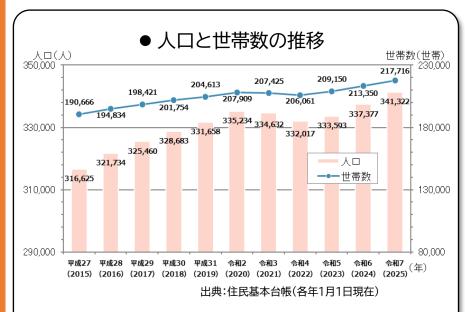




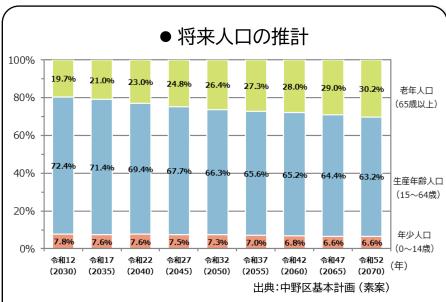
## <u>(4)計画期間</u>

本構想の計画期間は、旧構想と同様の10年間とし、令和8年度から令和17年度までとします。 また、区全体に共通する基本的な施策の改定や法改正等を踏まえて本構想の調査、分析及び評価、 見直しを行います。

# (1)中野区の人口等

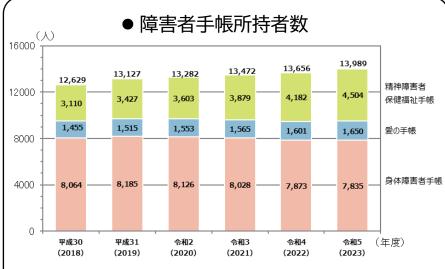


中野区の人口及び世帯数は、令和7年1月1日現在で341,322人、217,716世帯です。人口、世帯数ともに、令和3・4年に減少傾向にありましたが、令和5年以降、再び増加傾向に転じています。



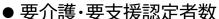
中野区の将来人口の推計では、老年人口は増加が続き、令和52年には、総人口に対する割合が約30%に達する見込みです。

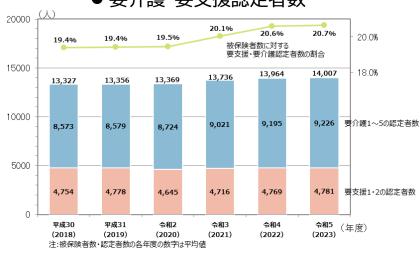
# (1)中野区の人口等



出典:中野区統計書2025(各年4月1日現在)

中野区の障害者手帳所持者は、令和5年度現在で身体障害者手帳が7,835人、愛の手帳(知的障害者)が1,650人、精神障害者保健福祉手帳が4,504人で、合計は13,989人です。障害者手帳所持者数は増加傾向にあります。





出典:中野区統計書2025(各年4月1日現在)

中野区の令和5年度現在で要介護認定者数は 9,226人、要支援認定者数は4,781人であり 共に増加傾向にあります。

## (2)バリアフリー\*に関連する法令等の動向

● バリアフリー法\*の改正

#### 平成30年のバリアフリー法改正の概要

- ①理念規定/国及び国民の責務
  - •「共生社会の実現\*」、「社会的障壁の除去\*」を明確化
- ②公共交通事業者等によるハード\*・ソフト\*一体的な取組の推進
  - 公共交通事業者等に対し、計画の作成、取組状況の報告及び公表を義務付け
- ③バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化
  - バリアフリーの方針を定める「移動等円滑化促進方針\*」を創設
- ④更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実
  - 公共交通機関に加え、道路、建築物等のバリアフリー情報の提供を努力義務化

#### 令和2年のバリアフリー法改正の概要

- ①公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化
  - 公共交通事業者等に対して、ソフト基準の遵守を義務付け
- ② 国民に向けた広報啓発の取組推進
  - バリアフリー基本構想\*に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー\*」に関する事項 (教育啓発特定事業)を追加
- ③バリアフリー基準適合義務の対象拡大
  - 公立小中学校、バス等の旅客のための道路施設(旅客特定車両停留施設\*)を追加

# (2)バリアフリー\*に関連する法令等の動向

#### ● 移動等円滑化の促進に関する基本方針\*

高齢者や障害者など、移動に困難を抱える人々が安全・快適に移動できる社会の実現を目指し、国が定める公共交通機関や建築物、道路などのバリアフリー化を総合的かつ計画的に推進するための指針です。

#### ● 障害者差別解消法\*

障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止と、合理的配慮\*の提供を通じて、障害者の権利を守ることを目的とした法律です。令和6年の改正では、民間事業者にも合理的配慮の提供が義務化され、障害のある人が社会のあらゆる場面で平等に参加できるようになり、共生社会の実現\*が一層具体的に進められています。

#### ● ユニバーサルデザイン2020行動計画

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、障害の有無や年齢、性別にかかわらず、全ての 人が安心して暮らせる「共生社会」の実現を目指して策定された政府の総合的な取組です。

#### ● 東京都福祉のまちづくり条例\*

ユニバーサルデザイン\*を基本理念とし、高齢者や障害者を含む全ての人が、安全・安心・快適に暮らし、訪れることができる都市環境の実現を目的とした条例です。

#### ● 持続可能な開発目標(SDGs\*)

平成27年9月の国連サミットで採択された令和12年までに 達成すべき国際的な目標です。

本方針・構想に基づくバリアフリーの取組により持続可能な 開発目標の達成に貢献します。 本方針・構想で貢献する持続可能な開発目標(SDGs)







# (3)旧構想における特定事業\*の実施状況

旧構想で定める特定事業の実施状況は、着手率は82.1%、完了率は57.9%です。 鉄道駅でのエレベーターの整備や、歩道の段差の解消、公園における多機能トイレ\*の設置等 各分野においてバリアフリー\*化を進めてきましたが、大規模改装時や都市計画事業の実施に 併せた事業、現場の状況により整備が困難な事業は、未実施となりました。

旧構想における重点整備地区\*



地区別の進捗状況(令和6年度末時点)

地区加以走到4000000000000000000000000000000000000								
地区	事業数		進捗状況				進捗率	
	令和7年度 まで	機会を捉えて	完了	一部完了 ·着手済	継続 実施	未実施	着手率	完了率
新中野	15	5	7(2)	6(1)	5(0)	2(2)	90.0%	60.0%
中野	19	4	7(1)	11(3)	5(0)	0(0)	100.0%	52.2%
東中野·落合	15	9	9(2)	6(3)	5(0)	4(4)	83.3%	58.3%
新井薬師前	13	5	5(1)	3(1)	5(0)	5(3)	72.2%	55.6%
沼袋	14	9	7(3)	5(3)	5(0)	6(3)	78.2%	52.2%
野方	9	2	3(1)	2(1)	5(0)	1(0)	90.9%	72.7%
鷺宮	15	6	8(0)	1(1)	5(0)	7(5)	66.7%	61.9%
合計	100	40	46(10)	34(13)	35(0)	25(17)	82.1%	57.9%

- ※着手率=(完了+一部完了·着手済+継続実施)÷事業数(140)×100
- ※完了率=(完了+継続実施)÷事業数(140)×100
- ※括弧()内の数字は、内数で「機会を捉えて実施する特定事業」の数

# (4)バリアフリー\*に関する区民意見(必要なバリアフリー化の取組)

区民を対象としたアンケート調査と、関係団体へのヒアリングを踏まえ、各分野における必要なバリアフリー化の取組を示します。

#### 鉄道駅

- 駅やホームへ移動するためのエレベーター、エスカレーターの整備
- ホームドア\*など安全に車両を乗降できる設備の整備
- 駅員が少ない、いない駅の改善や支援を必要とする人への対応
- 視覚障害者誘導ブロック\*の適切な設置や音声案内機器の整備

#### <u>バス</u>

- ノンステップバス\*などバリアフリー化された車両の導入
- •バスの運行状況などの情報提供
- 支援を必要とする人への周囲の配慮、理解促進
- 路線バスネットワークの拡充

#### <u>道路</u>

- ・歩道の改善(幅員の確保、傾斜、段差の改善等)
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- 無電柱化の推進や道路上の自転車、看板などの不法占用物の撤去
- 自転車利用者のマナー向上

#### 公園

- 誰もが快適に利用できるトイレの整備
- ・出入口や園路の通路幅、段差の改善、スロープの確保

#### 建築物

- 円滑に利用、移動できるトイレや出入口の整備、改善
- 施設内のエレベーターエスカレーターの整備、改善
- ・障害に配慮した対応、コミュニケーションツール\*の準備
- 誰もがわかりやすい施設の案内表示や音声案内の整備

#### 心のバリアフリー\*

- 障害等に対する理解促進のための啓発活動の充実
- 障害のある方への適切な対応や手助けの方法の普及
- 公共施設や交通機関などの利用者のマナー向上と周囲への配慮の促進

## (1)本構想で示すバリアフリー\*化の方針と施策

本構想では、法改正により創設された「移動等円滑化促進方針\*」制度を 追加し、右のとおり バリアフリー化の方針と施策を作成し ています。

#### 区全体のバリアフリー化の基本方針

中野区内のバリアフリー化の考え方の明示



#### 移動等円滑化促進方針

平成30年度の法改正にて追加

#### 移動等円滑化促進地区

バリアフリー化を促進すべき地区の選定

#### 移動等円滑化促進方針

移動等円滑化促進地区で適用するバリアフリー化の方針の作成



#### 重点整備地区

移動等円滑化促進地区から特定事業を実施する地区の選定

#### 特定事業

重点整備地区におけるバリアフリー化に関する事業の設定

# (2)区全体のバリアフリー化\*の基本方針

バリアフリーに関する現状と課題を踏まえ、バリアフリーやユニバーサルデザイン\*の考え方に基づいた誰もが利用しやすい道路・交通環境や公共施設の整備等を進めていくため、中野区内のバリアフリー化の基本方針を以下に示します。

## 基本方針1 誰もが移動しやすく、利用しやすいまちの実現

高齢者や障害者をはじめ、すべての人が安全・快適に移動でき、公共施設や交通機関を円滑に利用できる都市環境の整備を目指します。

## 基本方針2 ハード整備を支えるソフト面での取り組みの推進

施設整備だけでなく、利用者の視点に立った案内や支援、運用上の工夫を通じて、誰もが安心して施設を利用できる環境づくりを進めます。

## 基本方針3 心のバリアフリーの推進

高齢者や障害者等への理解を促進し、誰もが互いに尊重し合い、支え合える地域社会の形成を目指します。

## 基本方針4 継続的なバリアフリーの取組の推進

バリアフリーの取組の進捗を適切に管理するとともに、段階的かつ継続的な見直しと改善を重ね、誰もが安心して暮らし、移動し、施設を利用できる環境の実現に向けて、持続可能な取組を計画的に推進します。

## (3)移動等円滑化促進地区\*

中野区でバリアフリー\*化を促進すべき地区として、「移動等円滑化促進地区」を選定します。 移動等円滑化促進地区の要件は、バリアフリー法\*に定められており、次のとおりです。

## ① 配置要件

生活関連施設\*(原則、3以上)があり、かつそれらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

## ② 課題要件

生活関連施設及び生活関連経路\*についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区

## ③ 効果要件

バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

#### \*生活関連施設

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設 その他の施設

#### \*生活関連経路

生活関連施設相互を結ぶ経路

中野区では、より高いバリアフリー効果が期待できる地区として、多くの人々が集まる 鉄道駅を中心とした徒歩圏(おおむね半径500メートル以内)を「移動等円滑化促進地区」に 選定します。

## ● 生活関連施設\*の設定

中野区では、鉄道駅を中心に概ね半径500m内に 立地する以下の施設を生活関連施設に設定します。

種別	施設内訳
旅客施設	鉄道駅
公共施設	区役所、地域事務所、警察署、税務署、都税事務所 法務局、年金事務所
文化・スポーツ施設	図書館、資料館、区民活動センター、区民ホール 勤労・商工関連施設、運動施設
保健・福祉施設	保健所、すこやか福祉センター、地域包括支援センター 高齢者会館、高齢者福祉センター、障害者支援施設
医療施設	病院
保育・教育施設	公立小中学校、特別支援学校、児童館、子育てひろば
金融機関	郵便局、都市銀行
商業施設	店舗面積 500m <sup>2</sup> 以上の店舗
公園	面積 2,000m <sup>2</sup> 以上の中規模公園

## ● 生活関連経路\*の設定

中野区では、以下の考えで生活関連経路を設定します。

- ① 鉄道駅と生活関連施設を結ぶ動線
- ②生活関連施設間の移動に配慮した動線
- ③ 生活関連施設の出入口と生活関連経路と接道する動線



# (4)移動等円滑化促進方針\*

移動等円滑化促進方針とは、移動等円滑化促進地区\*で適用するバリアフリー\*化の方針です。 「基本方針」を踏まえて、各分野別のバリアフリー化の方針を示します。なお、移動等円滑化促進地 区外においても、各施設等の新設や改良を行う際は、本方針を準用するものとします。

## 分野

## 方針

# 主な内容

鉄道駅

● 安全・安心に利用しやすい駅の整備

**₹** |

● 階段での転倒防止対策やプラットホーム\*での転落 防止対策の整備等

● 利用しやすい設備の整備

● 誰もが利用できるように配慮したエレベータートイレ、改札口、券売機等の設備整備

● わかりやすい誘導案内設備の整備

●情報の内容、表示の方法やデザイン掲出の位置の 考慮等

路線バス

利用しやすい車両の導入・車内環境 の整備

● ノンステップバス\*などバリアフリー化された車両 の導入等

● 待合環境の確保・整備

● バス停留所の屋根・ベンチの設置等

道路

● 誰もが利用しやすい道路・交通環境 の整備

● 歩道の改善(勾配・段差の改善、幅員の確保等)等

● 適切な交通安全施設の整備



● 音響式信号機\*の設置や横断歩道のエスコート ゾーン\*の設置等

# <u>分野</u> 方針 主な内容

公園

● 安全で快適に利用できる公園の整備



● 誰もが利用しやすいように配慮した施設(遊具、トイレ、ベンチ、水飲み等)の整備等

建築物

● ユニバーサルデザイン\*に配慮した 建築物の整備



● 誰もが利用しやすい区有施設の整備等

心のバリアフリー

● 障害への理解促進・啓発活動



● 障害の理解促進のための障害者との交流事業 研修・教育等の実施

● 施設利用者のマナー向上



● 施設利用者のマナー向上のための広報・啓発活動 の推進

その他(ソフト面)

● 適切なコミュニケーション



● コミュニケーションツール\*を活用した支援や介助 を必要とする方との円滑な意思疎通の推進等

● 自転車利用者へのマナー啓発



● 放置自転車対策の強化、自転車利用に関する ルールの周知とマナーの向上の促進

● 情報の提供



▶ 施設のバリアフリー\*化の状況等の情報提供

## (1)重点整備地区\*

バリアフリー\*化を重点的かつ一体的に推進する地区として「重点整備地区」を選定します。重点整備地区の要件は、バリアフリー法\*に定められており、次のとおりです。

## ① 配置要件

生活関連施設\*(原則、3以上)があり、かつそれらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

## ② 課題要件

生活関連施設及び生活関連経路\*についてバリアフリー化の事業実施が特に必要な地区

## ③ 効果要件

バリアフリー化の事業を重点的・一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を 図る上で有効かつ適切な地区

中野区における、重点整備地区は、上記の要件を踏まえ、移動等円滑化促進地区\*から、評価 指標を設定し選定します。、また、旧構想における重点整備地区は、バリアフリー化の事業である 特定事業\*が完了していないことから引き続き、重点整備地区に位置づけます。

## ● 重点整備地区\*の選定の考え方

重点整備地区は、バリアフリー法\*の要件である「課題要件」、「効果要件」を検証し、地区を選定しました。

## 課題要件の検証

検証項目	考え方	指標
区民評価による地区の	区民意見にてバリアフリー化の	アンケート調査による
バリアフリー*化の必要性	必要性の高い地区を選定	バリアフリー化の評価

## 効果要件の検証

	検証項目	考え方	指標
#	地区内の人口	地区内の人口が多い地区を優先	駅を中心とする500m圏内の夜間人口 高齢者数、乳幼児数
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	駅の利用者数	駅利用者数の多い地区を優先	駅の乗降人員
基礎評価指標	バスの運行本数	各駅からのバス発車数が多い地 区を優先	各駅の最寄りのバス停留所を発車している バス本数
信     	地区内の施設数	施設が多く立地している地区を 優先	駅を中心とする500m圏内の施設数
ま	ちづくり等の動向	まちづくりや基盤施設整備との 連携が見込める地区を優先	まちづくり計画や基盤施設整備等の有無

## ● 重点整備地区\*の選定

課題要件の検証、効果要件の検証を行った 結果、旧構想で位置づけた地区を引き続き 重点整備地区に設定します。

## 【重点整備地区】

新中野地区

中野地区

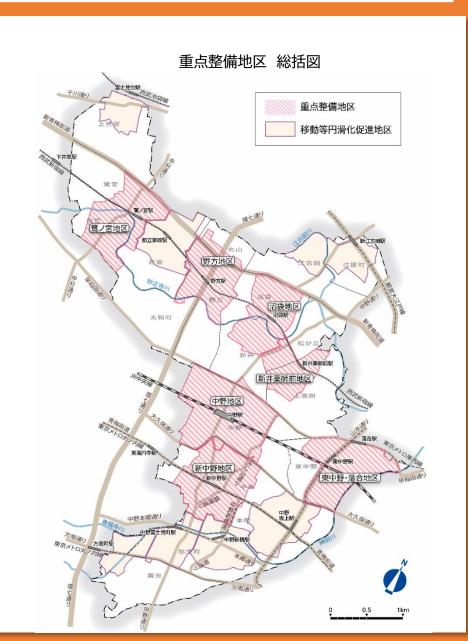
東中野·落合地区

新井薬師前地区

沼袋地区

野方地区

鷺ノ宮地区



## (2)特定事業

● 特定事業とは

特定事業とは、重点整備地区\*における生活関連施設\*や生活関連経路\*等を対象に、各事業者が取り組むバリアフリー\*化に関する事業です。

● 特定事業の設定までの流れ

移動等円滑化促進方針\*を踏まえつつ、旧構想における特定事業の実施状況や、重点整備地区を対象に実施したまち歩き点検\*の結果を加味し、特定事業の取組候補を選定しました。これらの候補事業のうち、対応可能な事業を特定事業として設定しました。



旧構想における 特定事業 まち歩き点検における個別意見

取組候補事業の検討

取組候補事業の選定

対応可能事業等の検討

#### 特定事業等の設定

- 1 公共交通特定事業
- 2 道路特定事業
- 3 都市公園特定事業
- 4 建築物特定事業
- 5 交通安全特定事業
- 6 教育啓発特定事業
- 7 その他の事業

# ● 主な特定事業:公共交通特定事業(鉄道駅)

事業名	事業内容
・施設の設備等の適切な 維持管理、更新	視覚障害者誘導用ブロック*、ホームドア*、エレベーター・エスカレーター、案内表示、券 売機、トイレ等の駅の設備等が機能するよう適切な維持管理、更新を行う。
・駅員を呼ぶ改札口のインター フォンの改良	聴覚障害者の方や言語によるコミュニケーションが難しい利用者が駅員と視覚的に意思 疎通できるようにインターフォンにカメラ・モニター機能を追加するなどの改良を行う。
・音声案内設備の整備	駅員を呼ぶインターフォン等の駅内設備の位置を案内する音声案内設備を整備する。
・ホームドアの整備	ホームからの転落防止のためのホームドアを整備する。
・識別または認知しやすい 表示の整備	出入口やトイレ、エレベーターなどを案内するわかりやすい表示を整備する。
・駅務室に繋がる視覚障害者 誘導用ブロックの設置	駅舎内の視覚障害者誘導用ブロックを駅務室に繋がるように設置する。

# ● 主な特定事業:公共交通特定事業(路線バス)

事業名	事業内容
・バス車内設備や乗降設備の 定期的な点検	乗降用スロープ、車椅子・ベビーカーの固定具のベルト、行先表示機等が正常に機能するよう定期的な点検を行う。
・ノンステップバス*の導入推進	車両更新や新規導入の際は、乗降口に段差のないノンステップバスの導入を進める。
・バスの情報提供設備の改良	視認性の向上のために行先表示機の表示画面の大型化やLED化等を行う。

# ● 主な特定事業:道路特定事業

事業名	事業内容
・道路の適切な維持管理	視覚障害者誘導用ブロック*、舗装の路面、区画線やカラー舗装の状態を確認し、適切な 維持管理を行う。
・歩道の有効幅員の確保	安心して通行できる歩行者空間を確保するため、歩道の有効幅員(原則2.0m以上、沿 道の利用状況や道路の交通量等により整備困難な場合は、1.5m)を確保する。
・視覚障害者誘導用ブロックの 設置	歩道の切り開き部での視覚障害者誘導用ブロックの設置やバス停、駅、生活関連施設* の出入口に繋がる経路等に視覚障害者誘導用ブロックを連続設置する。
・歩道の段差・勾配の改善	歩道のセミフラット化工事や切り開き部の部分的な段差、勾配の改良等を実施する。
・路側帯*のカラー舗装	   生活関連経路*の路側帯をカラー化し、安全な歩行者空間を確保する。 

# ● 主な特定事業:交通安全特定事業

事業名	事業内容
・信号機のバリアフリー*化 (音響式信号機*の改良)	信号機を目の不自由な方が安全に横断できるように、歩行者用信号が青のタイミング で音響を鳴動させ、誘導を行う音響式信号機へ改良する。
・横断歩道を利用する視覚障害 者の安全性向上(必要に応じ てエスコートゾーン*を整備)	視覚障害者の誘導を行うため横断歩道であることを表示する線状又は点状の突起 (エスコートゾーン)を整備する。
・道路標識及び道路標示の適切 な補修(必要に応じて実施)	道路標識及び道路標示の視認性・安全性・情報の正確性を維持するために、定期的な 点検と計画的な更新・修繕を行う。
・違法駐車の防止のための 事業実施	・横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車の指導取締りの実施など。

# ● 主な特定事業:都市公園特定事業

事業名	事業内容
・出入口やスロープ等の園路 の適切な維持管理	出入口の通路やスロープ、視覚障害者誘導用ブロック*の状態を確認し、適切な維持管理を行う。
・トイレや案内板等の園内設備 の点検、補修	トイレの衛生管理・動作状況の点検や案内板に汚れや破損等を確認するなど、園内設備の点検、補修を実施する。
・誰もが利用しやすい公園への 再整備	誰もが利用しやすいように配慮した施設(遊具、トイレ、ベンチ等)の整備や主な出入口及び園路を基準に合った通路幅、勾配、段差とするなどの改善を行う。
・主要な出入り口の段差の改 善及び有効幅の確保	車椅子利用者やベビーカー使用者が円滑に通行できるように主要な出入口の段差及び 有効幅について、基準を満たすよう改善する。
・バリアフリートイレ*の整備	介助が必要な方に配慮した広さの確保や手すりの設置、ベビーベッドの設置など、誰も が安心して利用できるよう配慮したバリアフリートイレを整備する。

# ● 主な特定事業:建築物特定事業

事業名	事業内容
・施設内の設備等の適切な 維持管理	視覚障害者誘導用ブロックやエレベーター・エスカレーター、案内表示、トイレ等を 確認し、設備等が機能するよう適切な維持管理、更新を行う。
・施設内の移動に支障となる通路 上の障害物の撤去	施設内の移動動線上にある障害物を撤去し、通行空間を維持する。
・利便性向上に向けたトイレの改修	トイレの洋式化やオストメイト*設備の追加など、様々な利用者に配慮したトイレ環境を整備する。
・識別または認知しやすい表示の 整備	出入口やトイレ、エレベーター、駐車場、駐輪場などの設備や経路を案内するわかり やすい表示を整備する。

# ● 主な特定事業:教育啓発特定事業

事業名	事業内容
・ヘルプカード*とヘルプマーク* の配布	障害福祉課や各すこやか福祉センター窓口等でヘルプカード及びヘルプマークを区民 に配布する。
・啓発用リーフレット等の配布	小中学校及び行政窓口等で障害の理解啓発に向けた啓発用リーフレット等を配布する。
・障害理解と合理的配慮*等に 関する研修の実施	多様な障害の特性や合理的配慮についての理解促進を目的とした、区民や民間事業 者向けの研修を実施する。さらに、中野区職員の意識の醸成を図るため、職員向け研 修も実施する。
・障害の理解促進・ふれあい 交流事業の実施	障害のある人とない人との交流を目的とした交流事業を実施する。
・手話言語理解促進事業の実施	令和2年4月に施行した「中野区手話言語条例」及び「中野区障害者の多様な意思疎通 の促進に関する条例」に基づき、手話が言語であることに対する理解を促進するため の事業を実施する。

# ● 主な特定事業:その他の事業

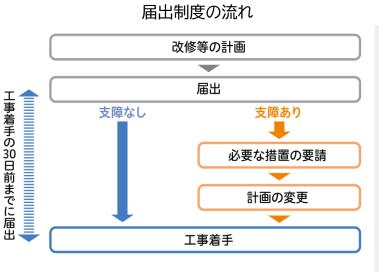
事業名	事業内容
・通行の支障となる道路上の不法	不法占用に対して、商店街や地域、警察署等の関係機関と連携し、指導・取締を
占用物の撤去	推進する。
・放置自転車の撤去や自転車	自転車利用のルールの周知やマナー向上の啓発をするとともに、各駅周辺を中心
マナー啓発活動の推進	に、放置自転車の指導・警告、撤去を実施する。
・区有施設のバリアフリー*化情報の提供	中野区のバリアフリーマップによる区有施設等のバリアフリー設備等の情報提供を行う。また、情報の定期更新を実施する。
・支援や介助を必要とする方へ適	言語によるコミュニケーションが難しい方への筆談具*の対応など、施設の利用者
切な配慮をした接遇の実施	が支援や介助を必要とする際に、適切な配慮をした接遇を実施する。

# 5.中野区バリアフリー基本構想の推進に向けた今後の取組

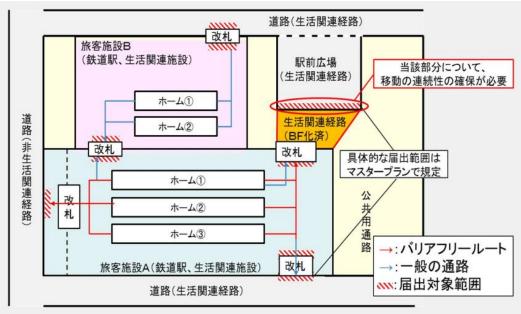
# (1)届出制度\*による計画の調整

バリアフリー法\*では、施設間の移動の連続性を担保することを目的として、移動等円滑化促進地区\*内の旅客施設と道路の境目等において改修等を行う場合、当該行為に着手する30日前までに区市町村に届け出ることを義務づけています。

中野区においても、この届出制度を適用し、駅や駅前広場等の交通結節点において、移動の連続性を確保します。



届出対象のイメージ



# 5.中野区バリアフリー基本構想の推進に向けた今後の取組

## (2)特定事業\*の推進と進捗管理

●特定事業の推進

特定事業を実施していくため、各事業者は本構想に従って特定事業計画\*を策定し、事業を 実施します。

なお、特定事業計画の立案にあたっては、利用者にとって最も使いやすい整備を実現するため、高齢者や障害者等から具体的な整備内容や配慮すべき事項等についての意見を聞き、反映させるように努めます。

● 事業の進行管理

本構想の実効性を高め、効果的なバリアフリー\*化を推進していくためには、事業の適切な進行管理を行う必要があります。このため、事業内容や事業実施スケジュール等の連絡・調整を行う仕組みを整備します。

●事業の進捗に関する情報提供の実施

事業の進捗状況や実施された事業等を広く区民へ伝えるため、区の広報やホームページ等を活用し、区民への積極的な情報提供を実施します。

## (3)中野区バリアフリー基本構想の評価・見直し

中野区バリアフリー基本構想の改定後は、各種事業等を実施し、公共交通事業者や障害当事者団体、中野区ユニバーサルデザイン評価・アドバイザー会議との連携を見通して、取組を調査、分析及び評価を行い、課題や改善すべき点を明らかにし必要に応じて見直していきます。

# 6.用語解説

あ行・か行	
移動等円滑化	高齢者や障害者などが安全かつ快適に移動や施設を利用できるようにすること。
移動等円滑化 促進地区	移動等円滑化促進方針(マスタープラン)に定める地区。公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を促進すべき地区として区市町村が定めるもの。
移動等円滑化 促進方針 (マスタープラン)	区全体の移動等円滑化の方針を示すとともに、駅を中心とした地区や高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区を、移動等円滑化促進地区に指定し、面的・一体的なバリアフリー化の取組の基本方針を示すもの。
移動等円滑化 の促進に関する 基本方針	バリアフリー法第3条に基づき主務大臣が定める移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための基本方針(平成31年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号)。
エスコートゾーン	視覚障害者用横断帯と言い、横断歩道の中央部に道路全幅にわたって触覚マーカ(突起帯)を敷設した設備で、 視覚障害者の道路横断を支援するもの。
SDGs (エスディージーズ)	平成27年(2015年)に国連サミットにおいて全会一致で採択された持続可能な開発目標SDGsは、持続的な発展を目指し、令和12年(2030年)までに実現しようとする国際社会の目標。17のゴールが具体的な開発目標として挙げられ、様々な公共政策だけでなく、民間の活動においてもその開発目標に配慮することが求められており、世界でその取組が進んでいる。
オストメイト	直腸・膀胱などの機能障害により、お腹に排泄のための「ストーマー(人工肛門・人工膀胱)」を造設している人のこと。排泄物を溜めておく袋(パウチ)を装着している。
音響式信号機	歩行者用青信号の表示の開始または表示が継続していることを音響により伝達することができる装置を付加 した信号機のこと。
共生社会の実現	障害の有無、年齢、性別、国籍などに関係なく、全ての人が互いに認め合い、支え合いながら、安心して暮らせ る社会をつくること。
合理的配慮	障害のある人やその家族などから、何らかの配慮を求める意思表示があった場合において、その実施にあたり、 過重な負担にならない範囲で、社会的なバリアを取り除くために、必要な工夫や対応を行うこと。

# 6.用語解説

か行・さ行・た行	
心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。
コミュニケーション ツール	意志や情報を伝達するための道具(例:筆談具など)。
視覚障害者 誘導用ブロック	視覚障害者を誘導するために床面や路面等に敷設される、線状、点状の突起をもったブロックのこと。
社会的障壁の除去	日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを除去すること
重点整備地区	バリアフリー基本構想に定める地区。公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として区市町村が定めるもの。
障害者差別解消法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年4月1日施行)の略称。国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的に制定された。
生活関連経路	生活関連施設相互間の経路(道路や通路など)のこと。
生活関連施設	高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、公共・公益施設、福祉・医療施設、文化・教養施設、教育施設、スポーツ施設、商業施設、宿泊施設、子育て支援施設、公園等の施設のこと。
ソフト	ソフトとは、人の気持ち、社会における制度など、主に「施設」以外に関するものを指す。
多機能トイレ	車いす使用者、高齢者、妊婦及び乳幼児を連れた人等、誰もが円滑に利用することを目的に整備したトイレ。近年は、これらの利用者が重なり、車いす使用者が利用できない事態が生じており、機能を分散させる整備が推 奨されている。
東京都福祉の まちづくり条例	高齢者や障害者を含めた全ての人(高齢者、障害者、子ども、外国人、妊産婦、傷病者その他の年齢、個人の能力及び生活状況等の異なる全ての人をいう。)が安全・安心に快適に暮らし、訪れることができる社会の実現を図ることを目的として定められた条例。

た行・な行・は行	
特定事業	重点整備地区における生活関連施設や生活関連経路等を対象に、各事業者が取り組むバリアフリー化に関する事業。バリアフリー法第2条に定める、ハード整備に関する公共交通特定事業、道路特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業と、ソフト対策に関する教育啓発特定事業のことをいう。バリアフリー基本構想に定めた特定事業には、特定事業計画の作成とその計画に基づく事業の実施が義務付けられる。
特定事業計画	バリアフリー基本構想に記載された特定事業(バリアフリー化に関する事業)に関し、関係する事業者が作成する計画。公共交通特定事業計画、道路特定事業計画、建築物特定事業計画、交通安全特定事業計画等がある。
届出制度	公共交通事業者または道路管理者は、移動等円滑化促進地区内の旅客施設や道路(駅前広場等)の改良等であって、他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合は、当該行為に着手する30日前までに区市町村に届け出なければならない。これは、施設間の移動の連続性を担保することを目的としたものである。
ノンステップバス	低床型のバスの一種で、車両内で階段がなく、スムーズな乗降が可能なバス。
ハード	ハードとは、建物、道路、駅及び設備等、主に「施設」に関するものを指す。
バリアフリー	高齢者や障害者などが社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。もともと住宅建築用語で、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。
バリアフリー 基本構想	バリアフリー法第25条に基づき、区市町村が、鉄道駅を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区(重点整備地区)について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関して定める構想。
バリアフリー トイレ	車いす使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、おむつ替えシート、ベビーチェア、オストメイト用の汚物流しなどの設備を備えて、車いす使用者だけでなく、高齢者、障害者、子ども連れなど多様な人が利用可能としたトイレのこと。
バリアフリー法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年12月20日施行)の略称。従来の交通バリアフリー法では大規模な鉄道駅等の旅客施設を中心として、周辺道路や信号機等のバリアフリー化を図ることが目的とされていたが、より面的かつ一体的・連続的なバリアフリー化を促進していくための枠組みとして、建築物のバリアフリーに関する法律であるハートビル法と交通バリアフリー法が一体化した法制度となったもの。

# 6.用語解説

は行・ま行・や行・ら行	
筆談/筆談具	聴覚に障害のある人とコミュニケーションをとる際、紙などに文字を書いてやりとりをすることを筆談という。 また、その際の補助用具を筆談具や筆談器といい、ホワイトボードや磁気式の筆談ボード、感圧式の液晶パネル を用いた電子パッド、筆談が可能なタブレット端末等がある。
プラットホーム	鉄道駅において旅客の列車への乗降、または貨物の積み下ろしを行うために線路に接して設けられた台。略してホームと呼ばれることが多い。
ヘルプカード	障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるためのもの。緊急時の連絡先や配慮してほしいことなどが記載できるようになっており、支援を必要とする人が身につけておくことで、いざというときに必要な支援を受けるのに役立つ。
ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、又は妊娠初期の人等、何らかの配慮を必要としていることが外見からはわからない人々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで支援を得やすくなるよう、東京都が作成したもの。ストラップを使用して鞄等に身につけることができる。
ホームドア	駅のホームの縁端に設けられた、ホームと線路を仕切るドア。ホーム上の利用者が線路内に立ち入ったり、転落 したりするのを防ぐなど安全を確保できる。
まち歩き点検	バリアフリーに関する具体的な問題点や課題を抽出するため行う現地点検。
ユニバーサル デザイン	あらかじめ、障害の有無、年齢、性別及び国籍等にかかわらず多様な人びとが利用しやすいように考えて、都市や生活環境をデザインすること。その対象は、都市施設や製品にとどまらず、教育、文化及び情報提供等に至るまで多岐にわたっての展開が考えられる。
旅客特定車両 停留施設	交通の混雑緩和を図る目的のため、道路に接して道路管理者が設けるバス・タクシー・トラック等の事業者用の 停留施設(特定車両停留施設)のうち、旅客用車両を同時に2台以上停留させる施設のこと。
路側帯	歩道がない道路で、歩行者の安全のため、路端寄りに道路標示(白い実線)によって区画された帯状の部分の こと。道路交通法により定められており、自動車等は路側帯に進入して通行してはならない。